

# 那 霸 市 公 報

第 1 6 9 2 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇ 告 示 ◇

- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について  
(建築指導課) ..... 402
- 市道の極少指定に関する告示 (道路管理課) ..... 403
- 那覇市歌について (総務課) ..... 403

### ◇ 公 告 ◇

- 那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課) ..... 406
- 住民票の職権消除の公示について (ハイサイ市民課) ..... 407
- 都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課) ..... 408
- 都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課) ..... 409
- 都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課) ..... 410
- 都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課) ..... 411
- 保有個人情報目的外利用届出書の公表について (市民生活安全課) ..... 411

**告 示**

那覇市告示第 65 号  
平成 29 年 4 月 20 日  
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定道路の種類：第 42 条第 1 項第 4 号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日：平成 29 年 4 月 20 日
- 3 指定道路の位置：別図参照
- 4 指定道路の延長及び幅員：延長 230m、幅員 19m

那 覇 市 告 示 第 6 8 号  
平 成 2 9 年 4 月 2 1 日  
掲 示 済

### 市道の極少指定に関する告示

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定による道路管理者が自動車の交通量が極めて少ないと認めて指定する道路を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

#### 1. 指定する路線

路 線 名	指定する区間の起点 指定する区間の終点
繁多川4号	繁多川5-8-26 繁多川5-14-1

那 覇 市 告 示 第 7 4 号  
平 成 2 9 年 4 月 2 5 日  
掲 示 済

### 那覇市歌について

那覇市歌(作詞:安藤佳翠、作曲:宮良長包)に次の歌詞を加える。

那覇市長 城 間 幹 子

## 那 覇 市 歌

作詞:安藤 佳翠(1 番～3 番)

那 覇 市 歌 選 定 委 員 会 (4 番～7 番)

作曲:宮良 長包

4 うまんちゅ 御万人にぎわう 1 マイル  
誇れる郷土に しま 笑顔咲く  
結の心で とともに生き  
平和はぐくむ わが那覇市

5 守礼の邦の 城下町  
歴史の息吹 受け継がん  
万国津梁 ここにあり  
あしたをひらく わが那覇市

6 緑の風の 那覇空港  
なりわい 生業薫る 小緑の地  
若い力の いきたかし 意気昂  
未来はばたく わが那覇市

7 せいしょう 青松並木の 識名園  
こころ 志ゆかしき 真和志の野  
遠く海原 夢たくし  
世界をつなぐ わが那覇市

付 則

この告示は、平成29年5月20日から施行する。

## 参考

那覇市歌  
City Song作詞 安藤佳翠  
作曲 宮良長包

あ げ ぼ の き よ き み ん な み の  
 み な と に ぎ わ う も も ふ ね や  
 ま ち は い ら か の か ず ま し て  
 い や さ か え ゆ く わ が な は し

## 那覇市歌

作詞:安藤 佳翠

作曲:宮良 長包

- |  |  |
|--|--|
| <p>1 あげぼの清き <sup>みんなみ</sup> 南の<br/>         港にぎわう <sup>ももふね</sup> 百船や<br/>         まちはいらかの 数増して<br/> <sup>いや</sup> 弥栄えゆく わが那覇市</p> | <p>3 ゆかりも古き 波の上<br/>         あおぐ誠を 捧げもて<br/>         理想の自治に 進まん<br/> <sup>のぞみ</sup> 希望かがやく わが那覇市</p> |
| <p>2 みどりも深き <sup>おうのやま</sup> 奥武山<br/>         めぐる入江の 水なごみ<br/>         清き心に 諸人の<br/>         おつみしたしむ わが那覇市</p>                     |  |

---

---

**公 告**

---

---

那 覇 市 公 告 第 4 1 号  
平 成 2 9 年 4 月 2 4 日  
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則（昭和 44 年建設省令第 53 条）第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 5・5・那5号 首里城公園
  
2. 施行者の名称  
沖縄県
  
3. 事務所の所在地  
那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
  
4. 事業地
  - (1) 収用の部分  
昭和 62 年建設省告示第 1816 号、平成 6 年建設省告示第 851 号、平成 7 年建設省告示第 1889 号、平成 10 年建設省告示第 443 号、平成 12 年建設省告示第 389 号、平成 14 年沖縄総合事務局告示第 1 号、平成 18 年沖縄総合事務局告示第 14 号、平成 20 年沖縄総合事務局告示第 21 号、平成 22 年沖縄総合事務局告示第 19 号及び平成 24 年沖縄総合事務局告示第 31 号の事業地のうち、那覇市首里大中町 1 丁目、首里真和志町 1 丁目及び首里当蔵町 1 丁目地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
昭和 62 年建設省告示第 1816 号、平成 6 年建設省告示第 851 号、平

成 7 年建設省告示第 1889 号、平成 10 年建設省告示第 443 号、平成 12 年建設省告示第 389 号、平成 14 年沖縄総合事務局告示第 1 号、平成 18 年沖縄総合事務局告示第 14 号、平成 20 年沖縄総合事務局告示第 21 号、平成 22 年沖縄総合事務局告示第 19 号及び平成 24 年沖縄総合事務局告示第 31 号の事業地のうち、那覇市首里大中町 1 丁目地内において事業地を変更する。

5. 事業施行期間

昭和 62 年 10 月 23 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

6. 変更の内容

事業地の変更及び事業施行期間の延長

7. 縦覧の場所

那覇市 建設管理部 花とみどり課

(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 8 階)

那覇市公告第 44 号  
平成 29 年 4 月 27 日  
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那 覇 市 公 告 第 4 6 号  
平 成 2 9 年 4 月 2 8 日  
掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

都市計画の種類：那覇広域都市計画都市高速鉄道

都市計画の名称：1 号 沖縄都市モノレール

縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課(那覇市役所 9F)



那 覇 市 公 告 第 4 7 号  
平 成 2 9 年 4 月 2 8 日  
掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項及び同法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路

都市計画の名称：9・7・1号 沖縄都市モノレール

縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課(那覇市役所9F)

那 覇 市 公 告 第 4 8 号  
平 成 2 9 年 4 月 2 8 日  
掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路

都市計画の名称：3・3・3号 真地久茂地線

縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課(那覇市役所 9F)

那覇市公告第 49 号  
平成 29 年 4 月 28 日  
掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路

都市計画の名称：3・3・20 号 ひめゆり三原線

縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課(那覇市役所 9F)

那覇市公告第 53 号  
平成 29 年 4 月 28 日  
掲 示 済

保有個人情報目的外利用届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用)・提供)届出書

平成29年4月27日

那覇市長 宛

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	子育て応援課	目的外利用部課 又は提供先	地域保健課
業 務 の 名 称	こんにちは赤ちゃん訪問事業		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 随 時(H29. 4. 1から出生連絡を作成ごとに随時)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	出生連絡票にかかる情報		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	母子保健法第5条、第9条、第10条、第11条、第13条、第14条、および第17条に基づく妊産婦・新生児訪問指導事業について、出生届出時の母子の情報を得て、保護者宛に連絡を取り、訪問及び保健指導を行うため。		
届 出 担 当 部 課	健康部地域保健課	電話 853-7962 (内線6022)	



## 第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用)提供)届出書

29年4月17日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	環境衛生課
業 務 の 名 称	犬猫適正飼養推進業務		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 30年3月31日 <input type="checkbox"/> 随 時(                      )		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容	狂犬病予防法により登録されている飼い主及び犬猫に起因する相談の対象者の氏名、住所、生年月日、年齢、性別、世帯主名、世帯主との続柄、住民日、異動日、前住所、転居・転出先住所、死亡日、本籍地、住民区分。		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	畜犬管理システムに登録されている飼い主に対し、狂犬病予防注射接種等の通知文書を送付しているが、転居、転出等により通知文書が返戻となっている。飼い犬の飼育実態等の確認が必要なため、転居先、転出先等の住所または連絡先を確認する。又、市民相談の対象者に対し、動物の適正飼養の啓発を行う際の世帯状況等の確認をする。		
届 出 担 当 部 課	環境衛生課		電話098-951-1530



第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用 **提供**)届出書

平成28年9月21日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院  
理事長 屋良 朝雄 印

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	那覇市立病院 診療情報管理室	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県知事
業務の名称	診療業務		
利用の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 平成28年9月21日 <input type="checkbox"/> 随時(      )		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	患者氏名、性別、生年月日、現住所、診断名、進行度、悪性新生物の既往、初診年月日、症状初発年月日、診断(疑診)年月日、入院の有無、診断方法、治療方法、現在の状態、紹介した医療機関名、受診動態等 881 件		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 ( 審議会の意見 ) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	条例第9条第1項第5号に該当(審議会の意見) 平成18年3月29日審議会承認事項第1号		
届出担当部課	那覇市立病院 診療情報管理室 電話 884-5111 (内線346)		